

第3期宇和島市地域づくり交付金 活動マニュアル



令和8年4月改訂版



ココロまじわうトコロ

目 次

第1章 はじめに	P2-P3
1. 目的	・・・・・・・・・・ 2
2. 事業実施主体	
3. 活動	
4. 市の支援	
第2章 地域づくり交付金について（共通事項）	P4-P7
1. 交付金の種類	・・・・・・・・・・ 4
2. 交付対象者	
3. 交付対象事業	
4. 交付対象経費	・・・・・・・・・・ 5
5. 交付額	
第3章 一般型交付金について	P8-11
1. 概要	・・・・・・・・・・ 8
2. 手続きの流れ	
3. 第2期以降の取扱いについて	・・・・・・・・・・ 9
第4章 手上げ型交付金について	P12-15
1. 概要	・・・・・・・・・・ 12
2. 手続きの流れ	
3. 注意事項	・・・・・・・・・・ 14
第5章 Q&A	P16-P19
参考資料等	P20-P29

第1章 はじめに

1. 目的

それぞれの地域特性や課題を踏まえて「自分たちの地域のために、自分たちで行動する」という理念に基づき、活力のある地域づくりを推進することを目的として、「地域づくり交付金」を交付します。

2. 事業実施主体

小学校区又は公民館区を基本単位とした組織（以下「地域づくり協議会」という。）とします（下記のとおり）。

地域内の誰もが参画することができるよう開かれた運営体制を取るとともに、事業の検討及びその執行の合意のために定期的に会議を設けるものとします。

旧市町	区域
宇和島	明倫、三浦、番城、祝森、宇和津、鶴島、天神、九島、石応、小池、和霊、住吉、高光、下波、遊子、蔭淵、戸島、日振島
吉田	吉田、奥南、喜佐方、立間、玉津
三間	三間、成妙、二名
津島	清満、御槇、岩松、畑地、下灘、北灘

3. 活動

地域づくり協議会は、その地域において活動する各種団体や人材と連携及び協力をしながら事業を行うものとします。

4. 市の支援

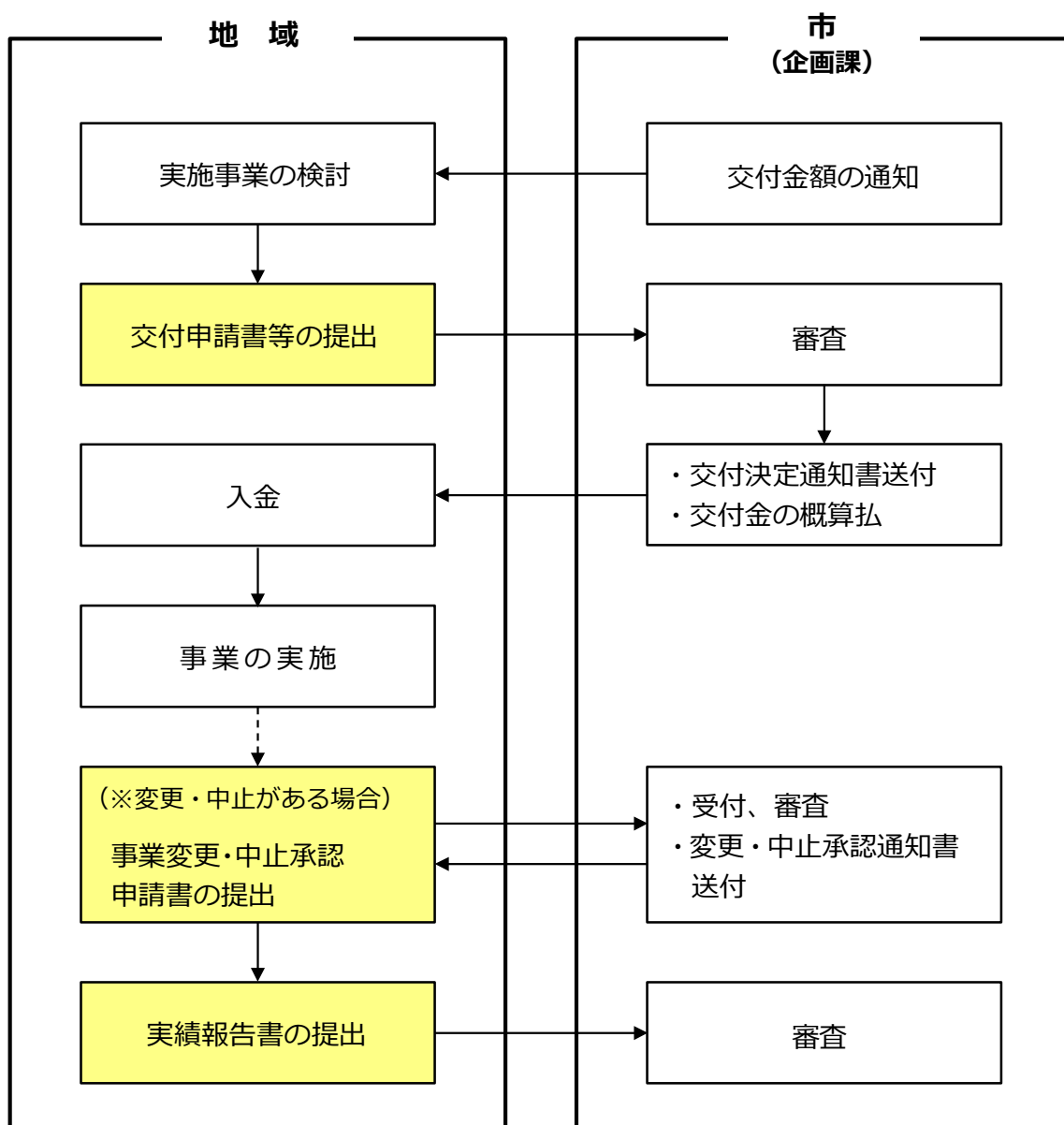
1.の目的を達成するため、地域づくり協議会が実施する事業に要する経費に対し、地域づくり交付金を交付するとともに、その円滑な推進を図るため、宇和島市地域担当職員を配置し、計画策定、事業実施、各団体との連携等の支援を行うものとします。

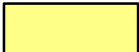
【地域担当職員の配置と業務について】

住民が不慣れな事務業務のサポートと、地域の人たちとふれあう中で職員の意識啓発を促す目的で、各地域に担当職員を2名程度配置します。

地域担当職員の業務は下記のとおりです。

○申請書や報告書の作成など、事務業務の支援。(※実施内容は地域が決定する)



 主な地域担当職員による支援部分

第2章 地域づくり交付金について（共通事項）

1. 交付金の種類

（1）一般型交付金

交付金総額のうち5,250万円を、規定の配分割合に基づき各地域づくり協議会へ交付する交付金です。

（2）手上げ型交付金

交付金総額のうち250万円を、1件あたり上限50万円として、交付を希望する地域づくり協議会からの申請を基に審査を行い、予算の範囲内で交付先を決定する交付金です。

2. 交付対象者

第1章2.の「地域づくり協議会」とします。

3. 交付対象事業

下記に挙げる7項目であって、地域の課題解決や必要性に対応し、地域社会の維持及び活性化に寄与する公益事業とします。

【対象事業】

事業内容（交付金対象項目）
① 地域コミュニティの活性化に関すること
② 高齢者福祉及び生活支援に関すること
③ 青少年の健全育成及び子育て支援に関すること
④ 地域の安心・安全に関すること
⑤ 地域環境の保全に関すること
⑥ コミュニティビジネスに関すること
⑦ その他地域づくりに関すること

4. 交付対象経費

前3に規定する交付対象事業の実施に要する経費を対象とします。

なお、次に掲げる経費は交付対象外とします。

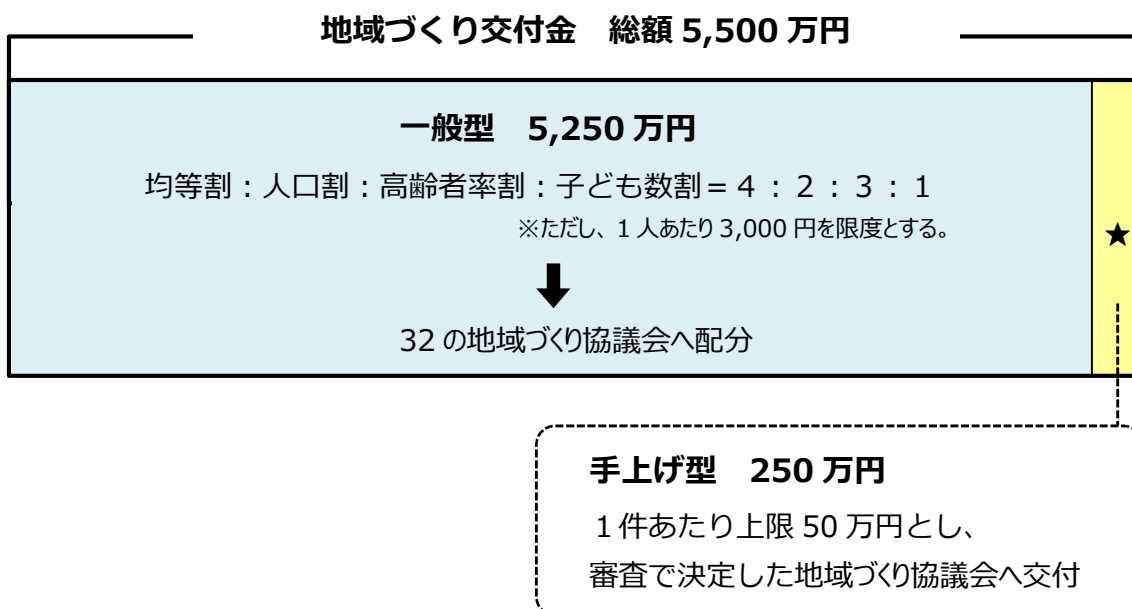
- 宗教活動及び政治活動並びに法令その他公共の福祉に反するもの。
- 他団体への単なる分配。（一般型交付金については、第3章3. ②地域自治会への助成を除く。）
- 事業の達成に必ずしも必要でない飲食経費。
- その他市長が不相当と認めるもの。

人件費、慰労会費、経常経費（集会所の消耗品・光熱水費等）、交際費など

5. 交付額

総額5,500万円のうち、一般型交付金として5,250万円を下記の配分割合に基づき各地域づくり協議会へ交付します（配分額は毎年度算定します）。

また、手上げ型交付金として250万円を、申請に基づく審査で決定した地域づくり協議会（1件あたり上限50万円）へ交付します。



【参考：支出費目の区分と対応する支出内容の例】

費目	支出内容の例
報償費	イベント出演者への協力謝礼金、講師謝礼金 ×地域住民が行う、特別な技術を要しない労務への人件費
旅費	先進地視察・研修にかかる交通費 ×慰安旅行（交流目的の旅行）、視察先へのお土産
需用費	消耗品費、燃料費（車両、草刈機などのガソリン代）、印刷製本費、イベント時ガス代等光熱費、小規模な工事・修繕料 ×経常経費、高価または換金性の高い景品（家電、商品券、図書カードなど）、酒類
食糧費 ※原則対象外	会議事のお茶、作業時の水分補給、昼食を挟むイベント・作業の従事者の弁当（社会通念上の範囲内） ×慰労目的な食糧費、レクリエーション等の食材費など、食事が目的となるもの。
役務費	樹木の剪定等作業代、通信運搬費（郵便料など）、広告料、振込手数料、参加者の傷害・賠償責任保険料 ×経常経費
委託料	運営業務、草刈り作業等の委託
使用料及び賃借料	機械器具レンタル料、バス借上料、会場使用料、コピー料
工事請負費	大規模な工事・修繕
原材料費	工事・修繕の原材料、防災訓練の炊き出し材料
備品購入費	原則2万円以上の物品または備品として管理すべきもの ×個人管理とする物品
補助金	防犯灯補助金など、自治会が行う他の補助金の自主財源として充てる場合
助成金	自治会への助成金（1自治会上限2万円） ※一般型のみ
役員報酬	協議会役員の報酬（1協議会につき総額上限5万円） ※一般型のみ

積立金	次年度以降の事業への積立金（当年度交付金額の30%以内） ※一般型のみ
-----	----------------------------------------

※工事、修繕にあたっては道路管理者、対象物・設置場所の所有者に許可を取るよう
してください。

※小学校や公民館など市の施設・物品整備については、まずは市の所管課へご相談く
ださい。

第3章 一般型交付金について

1. 概要

従来どおり、すべての地域づくり協議会に対して規定の配分割合に基づき配分される交付金です（p5参照）。

2. 手続きの流れ

(1) 交付申請について

宇和島市地域づくり交付金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して提出してください。

(2) 交付決定について

(1)を市で審査し、適当と認めたときは、宇和島市地域づくり交付金交付決定通知書（様式第2号）により交付額等を通知します。

※ 事業に着手するのは、この交付決定通知を受けた後としてください。

(3) 概算払について

交付金を概算払にて受けることができます。なお、概算払を受けようとするときは、請求書及び概算払等理由書を提出してください。

(4) 変更及び中止について

交付決定を受けた事業について、その内容を変更し、又は中止しようとする場合は、宇和島市地域づくり交付金事業変更・中止承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けてください。

※実施事業の追加・中止によらない事業費の内訳変更については申請不要です。

(5) 実績報告

事業の完了後30日以内または事業実施年度の3月31日のいずれか早い日まで、宇和島市地域づくり交付金実績報告書（様式第5号）を提出してください。

【添付書類】

- ・支出したことを証する領収書（宛先は地域づくり協議会）
- ・写真（購入物品、事業の様子、工事の施工前後など）
- ・通帳のコピー
- ・その他市長が必要と認める書類

（6）関係書類の保管

交付事業に係る関係書類を整理し、交付事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

【その他：交付金の返還等】

交付事業者が次の各いずれかに該当すると認められた場合は、交付金の交付決定を取り消すことがあり、この場合において、既に交付金が交付されている場合は、その全額又は一部の返還をしてもらうことになります。

- 要綱又は交付金交付の条件に違反したとき。
- 提出書類等に虚偽があったとき。
- 交付事業の実施に当たり、不正又は不相当と認められる行為があったとき。

3. 第2期以降の取扱いについて

① 用途の拡充について

第1期では、市の補助制度がある事業へ地域づくり交付金を充当することができませんでしたが、一部の事業については充当できるように見直しています。

【対象事例】

対象事業 項目	内容	想定される事例	
		市補助金	備考
す る こ と イ の 活 性 化 に 関 ス る 地 域 コ ミ ュ ニ テ	公民館事業に関すること		地域活性化イベントや防犯灯の維持費など、市補助金と交付金
	地域活性化イベントに係る経費	婚活支援事業補助金（20万円/事業限度）等	

	集会所の管理に関すること	集会所整備事業補助金	を併用可能。
地域の安心・安全に関すること	地域防犯灯の運営に関すること	防犯灯補助金（6か月分）等	
	初期消火活動基盤に関すること。	消火栓ホース格納箱等設置費補助金（1/2）等	
地域環境の保全に関すること	地域の衛生環境維持・改善に関すること	犬・猫不妊去勢手術費補助金	

【注意点】

○各種（市）補助要綱に沿って事業を実施すること。

（別の補助制度が補助の重複を認めているか確認すること。）

○地域づくり交付金対象事業であること。

○手続き：実績報告の際、各種補助に沿って提出する実績報告書の写しを提出するとともに、その実施主体（自治会等）に支出したことを証する領収書を添付すること。

○「経常経費である光熱水費等」については交付対象外経費となっておりますが、地域防犯灯にかかるものについては充当を可能としています。

※防犯灯にかかる経常経費（電気代）については、安心・安全の観点、また不特定多数の方が受益を得るものであることから、第2期より対象とする。

② 地域自治会への助成について

基礎的な組織である自治会の行う活動が地域づくりに果たしている役割を考慮し、協議会から各地域自治会へ2万円を上限とした助成を行うことができることとしています。

【各地域自治会への助成事業】

- 1 自治会上限 2 万円
- 事業内容：自治会が行う活動に充当
- 手続き：協議会は各自治会へ助成金を支出し、自治会から領収書を受領すること。（※実績報告の際、その写しを提出）

③ 積立金の運用について

第3期交付金計画期間（5年間）において、まとまった事業を実施できるよう、**単年度交付金額の30%を上限額として積み立てることができます。**

積立金は**令和10年3月31日まで**に目的の範囲内で活用してください。

【積立金】

- 積立金：当該年度交付額の30%上限
- ※積み立てを行う場合には「宇和島市地域づくり交付金積立計画書」（様式第1号別紙3）を提出のうえ、事業内容の承認が必要となる。

④ 繰越金について

第3期交付金計画期間内の最終年度（令和9年度）を除き、単年度交付金額の10%を上限額として、繰越金を認めます。

第4章 手上げ型交付金について

1. 概要

地域の積極的な取り組みを支援するため、1件あたりの上限を50万円として、希望する地域づくり協議会の提案に対して交付する交付金です。

2. 手続きの流れ

(1) 交付申請について

宇和島市地域づくり交付金交付申請書（手上げ型）（様式第1号の2）に必要書類を添付して、別途お知らせする提出期限までに提出してください。

【手上げ型交付金の申請条件】

- ・「第2章 3. 交付対象事業（p4）」の①～⑦に該当する事業
- ※ただし役員報酬と自治会への助成金、他に補助金を受けている事業のうち単なる維持管理経費となるもの（防犯灯電気代補助など）を除く
- ・交付決定日以降に実施する事業
- ・一般型の申請書に記載していない事業

(2) 審査について

(1)の提出期限後、市の審査委員会にて書類審査を行います。審査基準は以下のとおりです。

項目	内容	配点
独自性	地域独自の発想や専門性があり、地域の特色が活かされているか。	1～5
発展性	他への波及や継続・定着するための仕組みはあるか。	1～5
公益性	事業の成果が広く地域住民の利益につながるか。 地域資源の活用や地域課題の解決に向けた事業か。	1～5

実現性	十分な計画があり、実現可能か。	1～5
予算妥当性	予算が明確かつ詳細に組まれているか。 費用対効果が期待できるか。	1～5
合 計		25

各審査委員の持ち点（25点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とします。
最低基準点を満たす申請について、得点上位から予算の範囲内で交付額を決定します。

【例】

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	合計
申請額	50万円	50万円	50万円	30万円	40万円	50万円	270万円
交付額	50万円	50万円	50万円	30万円	40万円	30万円	250万円

（3）交付決定／不交付決定について

（2）の審査により、採択された場合は宇和島市地域づくり交付金交付決定通知書（手上げ型）（様式第2号の2）により交付額等を通知します。不採択の場合は、宇和島市地域づくり交付金不交付決定通知書（手上げ型）（様式第2号の3）により通知します。

※ **事業に着手するのは、この交付決定通知を受けた後としてください。**

※ 採択された事業は、宇和島市ホームページにて公表します。

（4）概算払について

交付金を概算払にて受けることができます。なお、概算払を受けようとするときは、請求書及び概算払等理由書を提出してください。

（5）変更及び中止について

交付決定を受けた事業について、その内容を変更し、又は中止しようとする場合は、宇和島市地域づくり交付金事業変更・中止承認申請書（手上げ型）（様式第3号の2）を提出し、承認を受けてください。

※実施事業の追加・中止によらない事業費の内訳変更については申請不要です。

(6) 実績報告

事業の完了後30日以内または事業実施年度の3月31日のいずれか早い日まで
に、宇和島市地域づくり交付金実績報告書（手上げ型）（様式第5号の2）を提出
してください。

【添付書類】

- ・支出したことを証する領収書（宛先は地域づくり協議会）
- ・写真（購入物品、事業の様子、工事の施工前後など）
- ・通帳のコピー **※原則、手上げ型交付金専用の通帳を作成してください**
- ・その他市長が必要と認める書類

(7) 関係書類の保管

交付事業に係る関係書類を整理し、交付事業終了年度の翌年度から起算して5年
間保管してください。

【その他：交付金の返還等】

交付事業者が次の各いずれかに該当すると認めた場合は、交付金の交付決定を取り
消すことがあり、この場合において、既に交付金が交付されている場合は、その全額
又は一部の返還をしてもらうこととなります。

- 要綱又は交付金交付の条件に違反したとき。
- 提出書類等に虚偽があったとき。
- 交付事業の実施に当たり、不正又は不相当と認められる行為があったとき。

3. 注意事項

① 対象経費について

- ・役員報酬と自治会への助成金は、手上げ型交付金の対象外経費です。
- ・防犯灯電気代補助など、他に補助金を受けているもので、単なる維持管理経費にあたるものも手上げ型交付金の対象外経費です（新規性・拡充性があるものは対象となります）。
- ・一般型交付金で対象外の経費は、手上げ型交付金においても対象外となります。
- ・積み立てと繰り越しはできません。**残金が発生した場合は、返還が必要です。**

② 交付申請について

- ・一般型交付金と各種申請書類の様式が異なるので、確認の上提出してください。
- ・申請できるのは**1 地区につき 1 件のみ**です。
- ・複数年度にまたがって計画している事業も対象になりますが、申請は毎年度必要です（一回の交付決定により、次年度以降の採択を約束するものではありません）。また、事業は年度ごとに実績報告を行う必要があります。

③ 交付金額について

- ・審査結果の上位の申請から、予算の範囲内で交付先を決定します。その結果、申請額の満額を支給できない場合があります（p13 参照）。

④ その他

- ・**手上げ型交付金で申請した事業の実施にあたっては、一般型交付金を充当することができません。**その場合の申請書の記載方法については p22～23 をご確認ください。
- ・反対に、手上げ型交付金を、一般型交付金で申請した事業に使用することはできません。
- ・手上げ型交付金は原則、**手上げ型交付金専用の通帳**を作成して管理してください。ただし、地域の事情により新規通帳作成が困難な場合は、個別に相談に応じます。

第5章 Q&A

NO.	項目	見解
1	対象となる事業は。	第2章の「3. 交付対象事業」をご確認ください。基本、地域づくりのための費用が対象となりますが、飲食費（一部可能）や人件費、慰労会費など対象外となるものがあります。
2	地域の各種団体が申請できる他の補助金制度がある場合に、それを利用せずに本交付金の活用を希望される場合は、対象としていいか。	地域内で同意が取れていれば問題ありません。
3	手上げ型交付金を申請したいが、申請には何が必要か。	第4章に記載の「宇和島市地域づくり交付金交付申請書（手上げ型）（様式第1号の2）」（※別紙1、2を含む）の提出が必要です。 その他、詳細な事業計画書（任意様式）や、事業費の根拠となる見積書などがあると望ましいです。
4	交付金が余った場合、市への返還は必要か。	一般型交付金の場合、令和9年度を除き、単年度交付額の10%を上限額として繰り越すことができます。 手上げ型交付金及び上限額を超える一般型交付金の残額は返還が必要 になります。手続きについては地域担当職員を通じて企画課までご相談ください。
5	一般型交付金の一部を手上げ型の事業に使用、または手上げ型交付金の一部を一般型の事業に使用してもいいか。	一般型交付金を手上げ型の事業に使用することは可能 です。 反対に、手上げ型交付金を一般型で申請した事業に使用することはできません（p15参照。申請書記入例は p22～23）。

NO.	項目	見解	
6	人件費・委託料関係	清掃作業等を実施した際に、 <u>地域内からの参加者への謝礼金</u> は対象となるか。	対象となりません。 なお、作業を行う際、 <u>専門業者等の特殊用務が必要な場合、業者を雇う経費</u> は対象となります。
7		住民の高齢化により、地域の草刈などに人手が足りない場合、 <u>シルバー人材センターに委託しても対象となるか。</u>	<u>人手不足や特別な技術が必要な場合に労務提供を業務としている事業所へ依頼する場合も対象事業とします。</u>
8		地域の草刈りを実施するにあたり、対象となる経費は。	従事者の水分補給に係る飲料、昼をまたぐ場合の弁当代、草刈機など作業に必要な備品購入費・消耗品費が対象となります（No.18 もご確認ください）。 従事者への謝礼金・人件費は対象外です。
9	イベント関連	イベントの実施を考えている。交付金が対象となるのはどのようなケースか。	イベントで使用する備品購入費、チラシ印刷代、イベント保険料、委託料（音響設備等の特殊業務）、消耗品費などが想定されます。
10		イベントで抽選会を開催したいが、景品としての自転車は対象となるか。	公益性の観点から、 家電製品などの備品に該当するような高価なもの、換金性の高い金券・商品券などは対象となりません。
11	研修会・視察	地域づくりに関する研修会を開催したいが講師の謝礼金や旅費は交付金の対象となるか。またその目安額は。	講師謝礼金及び旅費は対象となります。金額については特に目安は定めません。講師と相談して設定して下さい。
12		先進地視察研修の旅費等は対象になるが、研修先へのお土産は対象となるか。	研修先へのお土産の支出は、交際費として対象となりません。
13		慰安旅行は対象となるか。	単なる慰安旅行は不可です。 なお、先進地視察や研修にかかる旅費は対象となります。実績報告時には、視察・研修に出張した団体の報告書を提出願います。

NO.	項目		見解
14	高齢者支援	高齢者向けの買い物サポートや配食サービスを実施したい。	市が行う支援事業をご利用いただける可能性がございますので、実施を検討される場合は一度市の所管課までご相談ください。
15		高齢者の見守り活動を行いたいですが、対象となるか。	見守りに利用する車の借上料またはガソリン代が対象となります。
16	防犯灯	防犯灯や避難通路の照明にかかる電気代は対象となるか。	光熱水費等の経常経費は対象外ですが、 <u>防犯灯や避難通路の照明については、安心・安全・防災の観点、また不特定多数の方が受益を得るものであることから対象として</u> います。
17		防犯灯の新規設置や電灯の取り替えをしたいが、限度額はいくらか。	特に限度額に定めはありません。
18	食品・飲料	草刈りやイベント等の作業の従事者にお茶を配りたいが対象となるか。また、従事者への弁当やアイスも対象となるか。	<u>作業時の水分補給、昼食を挟む作業やイベント等の従事者への弁当は対象となります。</u> お菓子やアイスなど、慰労目的の食糧費は対象外です。
19		会議時のお茶などの食糧費は1回のめやすいくらまで支出可能か。	会議時のお茶代は対象とし、社会通念上の許容の範囲内とします。
20		水分補給のための飲物を自動販売機で購入した場合、交付金から支出してよいか。	<u>支出の証拠書類が無いものは対象とできません。</u> 領収書やレシートをいただける所で購入してください。
21		イベントで、精米した米を景品にしたい。レシートが発行されないコイン精米機で精米する費用は対象となるか。	<u>支出の証拠書類が無いものは対象とできません。</u> 領収書やレシートをいただける所で行ってください。
22		校区でバーベキューを行って世代間の交流を深めたいと思っているが、その食糧費の支出は可能か。	交流や慰労のための食材費は対象となります。 <u>参加者の飲食については参加者負担金</u> で実施してください。（飲食費は参加者の自己負担が原則）

NO.	項目	見解
23	地域内の親睦を兼ねてお花見をしたいが、高価なお弁当でなければ交付金の対象になるか。	慰労会など飲食を中心とした食糧費は対象となりません。 参加者の飲食については参加者負担金 で実施してください。
24	地域イベントの際にまく、お菓子・もちまきは対象となるか。	地域イベントの際のお菓子・もちまき代については対象となります。なお、 もちまき代は消耗品費 としての支出となります。（※特定の限定された方に配布するものではない）
25	災害避難訓練等での「炊き出し」は対象となるか。	災害避難訓練等での「炊き出し」は訓練として行うもので対象となります。なお、「炊き出し」にかかる費用は食糧費ではなく、 原材料費 としての支出となります。
26	集会所のトイレトーパーや掃除道具は経費の対象となるか。	地域づくりに活用する交付金ですので 経常経費（防犯灯を除き） は対象となりません。集会所の光熱水費も同様に対象となりません。
27	集会所や避難所の階段に手すりを設置したいが、対象となるか。	対象となります。
28	交付金を活用して道路標示等を設置してもよいか。	道路の修繕や付属物の設置等については道路管理者の許可等が必要となるとともに、交付金を活用し実施するものであるか、十分内容の確認と協議のうえ実施してください。
29	公民館の修繕や物品購入に交付金を充当したい。	小学校や公民館等の市の施設・物品整備は、本来は市が財源措置をすべきという観点から、まずは市の所管課へご相談ください。

○繰越金及び積立金について（繰越金及び積立金における記載例）※一般型のみ

(1) 交付申請書（別紙2 収支予算書）

【前年度繰越金がある場合】

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	備考
市交付金	1,000,000	
自主財源	900	
繰越金	99,000	
積立金取崩額		
その他	100	預金利子
計	1,100,000	

- ・前年度繰越金がある場合、収入の部に計上する。
- ・積立中の積立金は計上しない（取崩しの場合のみ計上）。

【積立金の取崩しがある場合】

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	備考
市交付金	1,000,000	
自主財源	900	
繰越金	99,000	
積立金取崩額	900,000	
その他	100	預金利子
計	2,000,000	

- ・積立金の取崩しを行う場合、収入の部に計上する。

【積み立てを行う場合】

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	備考
需用費	400,000	内訳は別紙のとおり
役務費	10,000	
備品購入費	50,000	
工事請負費	290,000	
役員報酬	50,000	
積立金	300,000	
計	1,100,000	

- ・支出の部に積立額を計上すること（積立計画書を添付）。

(2) 実績報告書 (別紙2 収支決算書)

【繰越金及び積立金の記載】

(別紙2)

収支決算書

収入の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	備考
市交付金	1,000,000	1,000,000	0	
自主財源	900	900	0	
繰越金	99,000	99,000	0	
積立金取崩額				
その他	100	100	0	預金利息
計	1,100,000	1,100,000	0	

支出の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	備考
需用費	400,000	300,000	△100,000	
役務費	10,000	10,000	0	
備品購入費	50,000	50,000	0	内訳は別紙のと
工事請負費	290,000	290,000	0	おり
役員報酬	50,000	50,000	0	
積立金	300,000	300,000	0	
計	1,100,000	1,000,000	△100,000	

収入合計 1,100,000 円 - 支出合計 1,000,000 円 = 100,000 円 (翌年度繰越金)

実績報告書の
「総事業費」に転記

「事業に要した経費」
に転記

「翌年度繰越金額」に
転記

○手上げ型事業への一般型交付金充当について（記載例）

（１）交付申請書（別紙２ 収支予算書）

※例：一般型交付金 100 万円のうち 30 万円を手上げ型事業に充当する場合

【一般型交付金】

（１）収入の部

（単位：円）

区分	予算額	備考
市交付金	1,000,000	
自主財源		
繰越金		
積立金取崩額		
その他	△300,000	手上げ型事業へ充当
計	700,000	

預金利息など、「その他」に計上する経費が他にもある場合は、備考欄に内訳を記載。

【手上げ型交付金】

（１）収入の部

（単位：円）

区分	予算額	備考
市交付金	500,000	
自主財源		
その他	300,000	一般型交付金から充当
計	800,000	

（２）変更・中止承認申請書（別紙２ 収支予算書）

※例：一般型交付金からの充当額を 30 万円から 20 万円に変更する場合

【一般型交付金】

（１）収入の部

（単位：円）

区 分	現予算額	変更後予算額	差引増減額	備考
市交付金	1,000,000	1,000,000	0	
自主財源				
繰越金				
積立金取崩額				
その他	△300,000	△200,000	100,000	手上げ型事業へ充当
計	700,000	800,000	100,000	

【手上げ型交付金】

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	現予算額	変更後予算額	差引増減額	備考
市交付金	500,000	500,000	0	
自主財源				
その他	300,000	200,000	△100,000	一般型交付金から充当
計	800,000	700,000	△100,000	

(3) 実績報告書 (別紙2 収支決算書)**【一般型交付金】**

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	備考
市交付金	1,000,000	1,000,000	0	
自主財源				
繰越金				
積立金取崩額				
その他	△200,000	△200,000	0	手上げ型事業へ充当
計	800,000	800,000	0	

【手上げ型交付金】

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	備考
市交付金	500,000	500,000	0	
自主財源				
その他	200,000	200,000	0	一般型交付金から充当
計	700,000	700,000	0	

○様式（一般型－交付申請）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

宇和島市長 様

事業実施主体名
代表者 住所
氏 名
電話番号

年度宇和島市地域づくり交付金交付申請書

このことについて、宇和島市地域づくり交付金交付要綱第5条の規定により、交付金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

総事業費 _____ 円

交付申請額 _____ 円

添付資料
 (1) 事業計画書(別紙1)
 (2) 収支予算書(別紙2)
 (3) 積立計画書(別紙3)
 (4) その他市長が必要と認める書類

(別紙1)

年度宇和島市地域づくり交付金事業計画書

事業実施主体名【 _____ 】

事業目的			
想定される事業効果			
事業内容	事業名	内容	事業費(円)
	計		

(別紙2)

収支予算書

(1) 収入の部 (単位:円)

区分	予算額	備考
市交付金		
自主財源		
その他		
計		

(2) 支出の部 (単位:円)

区分	予算額	備考
計		

(別紙3)

宇和島市地域づくり交付金積立計画書

事業実施主体名【 _____ 】

(1) 目的等

積立目的	
事業内容	事業実施時期:

(2) 総事業費等 (単位:円)

総事業費	財源内訳		
	市交付金 (積立金含む。)	自主財源	その他

(3) 積立計画 (単位:円)

総積立額	積立額			
	年度	年度	年度	年度

○様式（手上げ型－交付申請）

様式第1号の2（第5条関係）

年 月 日

宇和島市長 様

事業実施主体名
代表者 住所
氏 名
電話番号

年度宇和島市地域づくり交付金交付申請書（手上げ型）

このことについて、宇和島市地域づくり交付金交付要綱第5条の規定により、交付金（手上げ型）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

総事業費 _____ 円

交付申請額 _____ 円

添付資料
 (1) 事業計画書(別紙1)
 (2) 収支予算書(別紙2)
 (3) その他市長が必要と認める書類

(別紙1)

年度宇和島市地域づくり交付金事業計画書（手上げ型）

事業実施主体名【 _____ 】

事業名	
事業種別	<input type="checkbox"/> 地域コミュニティの活性化に関すること <input type="checkbox"/> 高齢者福祉及び生活支援に関すること <input type="checkbox"/> 青少年の健全育成及び子育て支援に関すること <input type="checkbox"/> 地域の安心・安全に関すること <input type="checkbox"/> 地域環境の保全に関すること <input type="checkbox"/> コミュニティビジネスに関すること <input type="checkbox"/> その他地域づくりに関すること
事業目的	
事業内容	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
想定される事業効果	

(別紙2)

収支予算書（手上げ型）

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	備考
市交付金		
自主財源		
その他		
計		

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	備考
計		

○様式（手上げ型－変更申請）

様式第3号の2（第7条関係）

年 月 日

宇和島市長 様

事業実施主体名
代表者 住 所
氏 名
電話番号

年度宇和島市地域づくり交付金事業変更・中止承認申請書（手上げ型）

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった標記事業について、次のとおり内容を変更・中止したいので、宇和島市地域づくり交付金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

1 変更・中止の理由

2 変更・中止の内容

3 交付金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引増減額
円	円	円

4 添付資料

(1) 変更事業計画書(別紙1)
(2) 変更収支予算書(別紙2)
(3) その他市長が必要と認める書類

(別紙1)

年度宇和島市地域づくり交付金変更事業計画書（手上げ型）

事業実施主体名【 】

事業名	
事業種別	<input type="checkbox"/> 地域コミュニティの活性化に関すること <input type="checkbox"/> 高齢者福祉及び生活支援に関すること <input type="checkbox"/> 青少年の健全育成及び子育て支援に関すること <input type="checkbox"/> 地域の安心・安全に関すること <input type="checkbox"/> 地域環境の保全に関すること <input type="checkbox"/> コミュニティビジネスに関すること <input type="checkbox"/> その他地域づくりに関すること
事業目的	
事業内容	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
想定される事業効果	

(別紙2)

変更収支予算書（手上げ型）

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	現予算額	変更後予算額	差引増減額	備考
市交付金				
自主財源				
その他				
計				

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分	現予算額	変更後予算額	差引増減額	備考
計				

